

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日が休日)
(当たる翌日には、
その日は出納室を置く。)

(設置)

第一条 出納長の権限に属する事務及び知事の権限に属する財務に関する事務の一部を処理させるため出納室を置く。

第二条 出納室に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課に当該下欄に掲げる係を置く。

会計課	庶務係・出納係・審査係・指導決算係・国費係・給与管理係
用度課	物品管理係・物品調達係

(各課の分掌事務)

第三条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

会計課

一 出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

イ 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関する事。

ロ 小切手の振出しに関する事。

ハ 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事。

ニ 現金及び財産（物品を除く。）の記録管理に関する事。

ホ 支出負担行為（物品に係るものに除く。）に関する確認に関する事。

ヘ 決算の調製に関する事。

ト 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の検査に関する事。

鳥取県出納室設置規則

鳥取県出納室設置規則（昭和四十三年六月鳥取県規則第五十一号）の全部を改正する。

鳥取県規則第五十四号

鳥取県知事 平林鴻三

昭和四十九年七月三十日

鳥取県出納室設置規則をここに公布する。

規則

- ◆規則 鳥取県出納室設置規則
- 鳥取県出納室事務決裁規則
- 鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

チ 支出官及び歳入徵収官の事務に関する事。

リ その他出納長の権限に属する会計事務（物品に係るもの）を除く。）
に規定すること。

ハ 指名競争入札（建設工事及び測量設計に係るもの）を除く。）に參
加する者に必要な資格の決定に関する事。

二 知事の権限に属する財務の事務のうち次に掲げるもの

イ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二
に規定する職員の賠償責任に係る事務に関する事。

ロ 決算に關すること。

ハ 会計（物品に係るもの）の監督に関する事。

二 収入証紙に關すること。

ホ 指定金融機関等に關すること。

ヘ 紹与その他の給付（恩給を除く。）の支給手続に關すること。

三 各課の予算経理、連絡調整及び庶務に關すること並びにその他他課
の主管に屬しないこと。

用度課

一 出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

イ 物品（基金に属する動産を含む。以下この項において同じ。）の
出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に關すること。

ロ 物品の取得に係る支出負担行為に關する確認に關すること。

ハ 物品の記録管理に關すること。

二 知事の権限に属する財務の事務のうち次に掲げるものに關すること。

イ 物品の取得、管理及び処分に關すること。

ロ 物品に係る会計の監督に關すること。

第四条 各係の分掌事務は、出納室長が定め、知事及び出納長に報告しな
ければならない。これを変更したときも、また同様とする。

（職制）

第五条 出納室並びに課及び係に、それぞれその長を置く。

2 課の長の職務を補佐し、課の長に事故がある場合はその職務を代行さ
せるため、必要があると認めたときは、課に課長補佐を置くことができる。
（分担事務）

3 前項の職員を二名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、
出納室長が定めるものとする。

第六条 職員の分担事務は、出納室長が定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和四十九年八月一日から施行する。

鳥取県出納室事務決裁規則をここに公布する。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県知事

平

林

鴻

三

鳥取県出納室事務決裁規則

鳥取県出納室事務決裁規則（昭和四十三年六月鳥取県規則第五十二号）の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、出納室において処理する事務の決裁に關し必要な事項を定め、もつて事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- 二 専決 常時知事又は出納長に代わつて決裁することをいう。
- 三 専決権者 専決することができる者をいう。
- 四 正當決裁権者 知事、出納長又は専決権者をいう。
- 五 正當決裁権者 正當決裁権者が不在の場合に、正當決裁権者に代わつて決裁することをいう。
- 六 代決権者 代決することができる者をいう。
- 七 不在 出張、疾病その他の事由により決裁することができない状態をいう。

(知事の決裁事項)

第三条 知事の決裁事項については、鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号。以下「本庁事務決裁規則」という。）第三条の規定を準用する。

(出納長の決裁事項)

第四条 出納長の決裁事項は、別表第一に掲げるとおりとする。

(副出納長の専決事項)

第五条 副出納長の専決事項は、別表第二に掲げるとおりとする。

(出納室長及び課長の専決事項)

第六条 出納室長及び課長の専決事項は、別表第三に掲げるとおりとする。
2 前項に定めるもののほか、出納室長及び課長の専決事項については、

本庁事務決裁規則第四条の規定を準用する。この場合において、同条中「部長」とあるのは、「出納室長」と読み替えるものとする。

(係長の専決事項)

第七条 係長の専決事項は、別表第四に掲げるとおりとする。

(専決事項が重複している場合の措置)

第八条 別表第三に掲げる事項と第六条第二項において準用する本庁事務決裁規則第四条の規定に基づく同規則別表第二に掲げる事項とが重複する場合には、その重複する限度において、別表第三によるものとする。

(代決)

第九条 代決は、次の表の上欄に掲げる正當決裁権者の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる第一順位者が行い、正當決裁権者及び第一順位者がともに不在のときは、それぞれ当該下欄に掲げる第二順位者が行うことができる。

正當決裁権者	第一順位者	第二順位者
知事	副知事	出納室長
出納長	副出納長	

副出納長	主務課長	
出納室長	主務課長	出納長の権限に属する事務にあつては、課長があらかじめ定める会計員
課長	知事の権限に属する事務にあつては、課長補佐	
係長	課長があらかじめ定める上席の吏員	
		主務係長

(専決又は代決に係る事務処理の制限)

第十一条 専決権者又は代決権者は、専決又は代決に係る事務が次の各号の一に該当すると認められる場合は、上司の指揮を受けて処理しなければならない。

一 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。

二 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは専決し、又は代決することが適當でないと認められるとき。

(類推による専決)

第十二条 別表第一から別表第四まで及び第六条第二項において準用する本府事務決裁規則第四条の規定に基づく同規則別表第一に掲げられてい

ない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適當であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

(出納長の職務を代理する上席の出納員)

第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第六項の上席の出納員は、出納室に置かれた出納員のうちあらかじめ出納長が指定した出納員とする。

附則

この規則は、昭和四十九年八月一日から施行する。

別表第一

出納長の決裁事項

- 一 副出納長、出納室長又は課長(以下この表中「副出納長等」という。)に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理
- 二 副出納長等に対する職務に専念する義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第十号及び第十号の二(六日以内の場合を除く。)、第十九号、第二十号、第二十一号並びに第二十六号の二の事由に該当する場合を除く。)の承認
- 三 一件五百万円以上の歳入金(地方交付税、負担金、補助金その他これらに類する歳入金を除く。)の収入
- 四 一件五百万円以上の支出負担行為の事前承認
- 五 一件一千万円以上の支出(給与その他の給付及び共済費の支出を除く。)

七 決算の調製

八 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の会計検査の実施

九 歳入の徴収又は収納を私人に委託した場合における委託事務の検査の実施

十 国の収入及び支出並びに債権の管理の決議

十一 国の支出負担行為の確認

十二 前各号に掲げるもののほか重要なもの

別表第二

副出納長の専決事項

一 一件五百万円以上の地方交付税、負担金、補助金その他これらに類する歳入金の収入

二 一件五百万円以上五百万円未満の歳入金（地方交付税、負担金、補助金その他これらに類する歳入金を除く。）の収入

三 一件五百万円以上五百円未満の支出負担行為の事前承認

四 一件五百万円以上一千円未満の支出（給与その他の給付及び共済費の支出を除く。）

五 一件の見積価格百円以上の物品の出納

別表第三

、出納室長及び課長の専決事項

課名	出 納 室 長 専 決 事 項	課 長 專 決 事 項
会計課	一 地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百六十八	一 出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

条第六項の規定による指定代理

金融機関若しくは収納代理金融機関

機関の指定又はその取消しについての指定金融機関からの意見

の聽取

二 鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一）第五条第三項の規定による

証紙の小売りさばき人の指定

（二）第七条第一項ただし書の規定による証紙の返還に基づく現金の還付又は他の証紙との交換の認定

（三）前号のほか一件五百万円未満の支出

（四）同一会計内の振替、他の会計への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための収入又は支出

（五）返納金の戻入及び過誤納金の還付

（六）歳入歳出外現金及び有価証券の出納

（七）歳入歳出外現金及び有価証券の出納

（八）歳入歳出外現金及び有価証券の出納

（九）歳入歳出外現金及び有価証券の出納

（一）第一條第三号の規定による廻の指定

（二）第一百六十三条の規定による会計検査（物品に係るもの）

（三）第一條第三号の規定による会計検査（物品に係るもの）

（四）第一條第三号の規定による会計検査（物品に係るもの）

（一）一件五百万円未満の地方交

付税、負担金、補助金その他

これらに類する歳入金の収入

の歳入金の収入

（二）前号のほか一件五百万円未満

（三）一件五百万円未満の支出負担

行為（物品に係るもの）を除く。）の事前承認

（四）給与その他の給付及び共済費の支出

（五）前号のほか一件五百万円未満の支出

（六）同一会計内の振替、他の会計への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための収入又は支出

（七）返納金の戻入及び過誤納金の還付

（八）歳入歳出外現金及び有価証券の出納

（九）歳入歳出外現金及び有価証券の出納

（一）第一條第三号の規定による会計検査（物品に係るもの）

（二）第一條第三号の規定による会計検査（物品に係るもの）

（三）第一條第三号の規定による会計検査（物品に係るもの）

（四）第一條第三号の規定による会計検査（物品に係るもの）

（五）第一條第三号の規定による会計検査（物品に係るもの）

（六）第一條第三号の規定による会計検査（物品に係るもの）

（七）第一條第三号の規定による会計検査（物品に係るもの）

五 所属職員の課及び係への所属

の決定（課長及び係長に係るもの）を除く。）

六 所属職員の分担事務の決定

(一) 鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十一項の規定による証紙の小売りさばき人の指定又は指定の取消しの告示をした旨の通知

(三) 場合は見積価格(転算価格のない場合は見積価格)が五十万円以上の物品の場合に限る。)
第三十一条第一項の規定による不用品の売払い又は廃棄(一品目の予定価格が五十万円以上の不用品の場合に限

(二) についての公示は参加する者に必要な資格には
　　(1) 一件百万円未満の物品の購入又は修繕に係る支出負担行為
　　(2) 烏取県物品事務取扱規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
　　第十条の規定による物品

(4) 第十条の規定による物品の出納の通知

(5) 第二十六条の規定による

物品の分類換

(一) 第三十条第一項の規定による物品の不用の決定(一)

品目の帳簿価格（帳簿価格

のない場合は見積価格）が

に限る。)

(二) 第三十一条第一項の規定
による不用品の売払い又は

廃棄（一品目の予定価格が

五十万円未満の不用品の場合に限る。)

(ホ) 第三十二条第三項の規定

による不用品の処分の承認

(一品目)の見積価格が五十万円未満の不用品の場合に限る。)

(四) 第三十二条第一項の規定による生産品を試験、研究等の目的以外に使用する場合の承認

(五) 第三十九条第一項の規定による郵券印紙類の検査

(四) 鳥取県用品調達等集中管理事業事務取扱規程(昭和四十一年八月内訓第五号)第四条の規定による用品の交付単価の決定

別表第四

係長の専決事項

簡易な方式による照会、回答、督促及び付せん返戻

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十六号

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第一条 鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一百七十六条第二号及び第三号中「副出納長」の下に「、出納員」を加える。

様式第一号及び様式第十一号中

出納室長	副出納長
会計課長	

に改める。

様式第十二号中

出納室長	副出納長
会計課長	

に改め、同様式の備考の3中「出納室長」や「副出納長」を「会計課長」に改める。

様式第十四号中

出納室長	副出納長
会計課長	

に改める。

様式第十四号の二中

副出納長	
会計課長	

に改め

様式第十五(一)及び(二)並びに様式第十六号中

副出納長 会計課長 に改める。

第二条 烏取県物品事務取扱規則（昭和三十九年三月烏取県規則第十二号）

の一部を次のように改正する。

総務部長	出納室長
出	入

出 納 長 副出納長 室長補佐

如 宝 長

課長補佐	乙拾玖
用度誤長	副出納長

樣式第四号及び樣式第五号中	總務部長	出納室長
	室長	

補佐	課長補佐	課長
出納室長	用度課長	用度課長
副出納室長	出納室長	出納室長

改める。

副出納長 用度課長 課長補佐

様式第十号の「出納室長」を「出納長」に改める。

樣式第十八號中

副出納長	用度課長	課長補佐
------	------	------

THE JOURNAL OF CLIMATE

樣式第一十即中
出納長
出納室長
副出納長
室長補佐

卷之三

課長補佐の略号。

THE JOURNAL OF CLIMATE

樣式第二十一號中

副出納長

用度課長

に詔める。
課長補佐 副出納長

卷之三

樣式第二十一即中	總務部長	出納室長
----------	------	------

出納長	出納長
-----	-----

出納室長 田中銀長 理事補佐

副出納長	用度 出納長	課長 精任
------	-----------	----------

卷之三

樣式第二十三即中
出納長 副出納長

卷之三

鳥取縣公報

樣式第二十四号中

總務部長、出納室長、室長補佐

樣式第三十三號中

總務部長　出納室長　室長補佐

出納室長	用度課長	課長補佐
副出納長		

に改める。

出納室長

用度課長

用度課長 課長補佐

に改める。

度課長補佐

改める

に改める。

副出納長

樣式第三十七號及

樣式第三十八号中
總務部長 出納室長 室長補佐

副出納長	用度課長	課長補佐
------	------	------

に改める。

樣式第三十九號中

總務部長　出納室長　室長補佐

中二十一號第三式樣

總務部長	出納室長	室長補佐
出 納 長	副出納長	

出納室長	
副出納長	

用度課長
課長補佐
足利義教。

出納室長	用度課長	課長補佐
副出納長		

に改める。

樣式第四十號中

總務部長
出納室長
室長補佐

を「出納室長」用度課長 課長補佐に改める。

様式第四十一号中「総務部長 出納室長 室長補佐」を「出納室長」用度課長 課長補佐に改める。

(本府における直払の支払手続に関する規則の一部改正)
第五条 本府における直払の支払手続に関する規則(昭和三十九年四月鳥取県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第四十四号、様式第四十五号、様式第四十七号、様式第四十九号及び様式第五十号中「総務部長 出納室長 室長補佐」を「出納室長」用度課長 課長補佐に改める。

び様式第五十号中「出納室長 副出納長」を「出納室長 副出納長」用度課長 課長補佐に改める。

を「出納室長 副出納長」用度課長 課長補佐に改める。

(鳥取県債権管理事務取扱規則の一部改正)

第三条 鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「出納室長 副出納長」を「副出納長 会計課長」に改める。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

第四条 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第八号及び様式第八号の二中「副出納長」を「副出納長 室長補佐」に改める。

を「会計課長 課長補佐」に改める。

様式第一号中「副出納長 会計課長」を「副出納長 室長補佐 収支係長 係長」に改める。

(会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則の一部改正)

第六条 会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第四号その一及びその二並びに様式第五号中「副出

納長」を「副出納長 会計課長」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十九年八月一日から施行する。